

(別紙2)

甲＝県スポーツ協会	} の場合
乙＝保守業者	
丙＝リース業者	

## パーソナルコンピュータ機器リース契約書 (案) ・ 3者契約

公益財団法人山梨県スポーツ協会 会長 後 藤 齋 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (以下「乙」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (以下「丙」という。)は、次の条項により『パーソナルコンピュータ機器リース契約』(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、次に掲げるところにより物品を貸借し、丙はこれを賃貸する。

(1) 物品の名称

パーソナルコンピュータ (以下「パソコン」という。)

(2) 規格

別紙〇の仕様書による。

(3) リース物品

別紙〇の機器明細書による。

(4) 数量

① ノートブックパソコン 64台

② デスクトップパソコン 6台

(5) 設置場所及び設置台数

別紙〇の設置場所及び設置台数による。

(リース期間)

第2条 リース契約の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの60ヶ月間とする。

(物品の引き渡し)

第3条 乙は、令和〇年〇月〇日までに賃貸する物品を完全に使用できる状態にして甲に引き渡さなければならない。

2 物件の規格、使用、機能、品質、性能その他に瑕疵があったときは、甲は、直ちにこれを乙に報告し、乙との間でこれを解決するものとする。

3 物品の引き渡しに要する一切の経費は、乙の負担とする。

(リース料)

第4条 物品のリース料は、月額 金〇〇〇, 〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇, 〇〇〇円)、総額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円) とする。

- 2 丙は、甲に対し、当該月経過後に適法な請求書をもって請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による適法な請求を受理した日から30日以内に、丙へ支払うものとする。
- 4 甲は、甲の責に帰すべき事由により前項に規定する期間内にリース料を支払わなかった場合は、本来支払うべき日の翌日から起算して現実の支払日までの日数に応じ、支払うべき金額に対して年2.7パーセントの割合で計算した遅延利息を速やかに丙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(物件の使用・保存、保守)

第5条 甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法にしたがって物件を使用する。

- 2 甲は、乙又は丙の承諾無く、有償・無償を問わず、物件の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

(機器類の撤去)

第6条 乙は、本契約の終了後は機器類を速やかに撤去するものとする。ただし、機器等の使用に甲から協議がある場合はその限りでない。なお、撤去及び搬出に係る一切の費用は乙の負担とする。

- 2 設置場所の現状復帰に要する費用は、乙の負担とする。

(物件の瑕疵)

第7条 甲は、リース物件について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に報告するものとし、乙の責任で早急に復旧すること。

- 2 次の各号のいずれかに起因する物品の故障又は損傷による損害は甲が負担しなければならない。

(1) 乙の担当者以外の者による分解、修理、加工

(2) 甲の故意又は重大な過失

- 3 甲の通常の使用により生じた物品の故障又は損傷による損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

- 4 甲乙丙は、天災地変、戦争その他の不可抗力により生じた物件の故障又は損傷による損害の負担については、その責任を負わない。

(秘密保持)

第8条 乙又は乙の派遣する職員は、甲の施設に立ち入ることにより知り得た甲の業務上の資料等を第三者に漏らし、公表してはならない。また、修理等を行うため甲の施設以外に物品を持ち出す場合及び引取り後の場合においても同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第10条 乙及び丙は、甲に対し契約金額の百分の十以上を納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則109条の2に該当する者は、これを免除する。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は丙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙又は丙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者。

2 甲は、前項により契約を解除した場合、乙又は丙から契約保証金の納付がないときは、契約金額の百分の十に相当する金額を違約金として徴収する。

(債務不履行)

第12条 甲及び乙、丙は、相手方がこの契約に定めた債務を履行しない場合は、相当の期間を定めて相手方に催告を行う。なお、その期間内に履行が無いときは、書面による通知をもってこの契約を解除することができるものとする。

(履行遅延違約金)

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、第3条に定める引き渡し期限までに業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、第4条に定める総額のリース料（消費税及び地方消費税を含む）に対して、年5パーセントの割合で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

(解約金)

第14条 甲は第2条のリース期間中に本契約を解約する場合は、解約金として第4条記載のリース料総額から丙に支払い済みのリース料を控除した残額を、解約日の属する月の翌月末日までに丙に支払うものとする。

(乙並びに丙への通知)

第15条 甲は次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく乙並びに丙に通知するものとする。

(1) 機器類について、乙又は丙の権利を侵害すると認められる事態が発生したとき、又はその恐れがあるとき。

(2) 装置等に盗難、毀損等の事故が発生したとき。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結に要する費用は乙又は丙の負担とする。

(協議等)

第17条 契約の履行については、甲乙丙誠意をもってあたるものとし、履行について疑義又は変更が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 山梨県甲府市小瀬町840番地  
公益財団法人山梨県スポーツ協会  
会長 後藤 斎

乙

丙